

## 処分事案

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校校長が起こした交通事故について、令和 4 年（2022 年）8 月 19 日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校校長（女性・62 歳）・戒告

#### 2 処分事由等

事案当事者である校長は、令和 4 年 3 月 22 日（火）午後 11 時 50 分頃、大阪市内交差点において、勤務先小学校から帰宅するため自家用車を運転中、当該校長の脇見運転が起因により前方、信号停車中の相手車両後方に自車前部から衝突。前車に乗車していた男性 2 名に対して全治 7 日間と全治 10 日間の首・腰等の捻挫という人身事故を起こしたことが下記に該当するため。

##### ・地方公務員法第 29 条（懲戒）

###### 第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

#### 3 違反法令

##### ・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」